

# 落書きは**犯罪**です！



きれいなまちにしましょう。

「条例を守り、落書きのない

入谷小学校5年生作 題名「らくがきはじこまんぞく 他人はめいわく」

## 座間市環境美化条例

この条例には、公共の場所等における落書き行為の禁止についての規定があります。

## 落書きは犯罪です！



落書きは、街の美観を損ねるだけでなく、周囲の人に不快感を与え、さらには地域の環境・治安を悪化させ、犯罪へとつながる危険性を持っています。

落書きをしている人を見つけたら、すぐに警察に通報してください。

## 落書き消去物品を貸し出します！

市では、市内にお住まいの方、市内事業者及び市内物件の所有者の自宅や事業所などの塀や壁などに書かれた落書きを、ご自身で消去できるように、落書き消去活動支援として、消去物品（消去用スプレー・ペンキなど）を貸し出します。

必要な方は、市役所4階環境政策課に申請書を提出してください。



## 環境美化条例の目的

この条例は、公共の場所における喫煙の制限、空き缶などの投棄などの禁止、飼い犬などのふんの放置などの禁止、落書きの禁止について必要な事項を定めることにより、地域環境の美化を促進し、市民の快適な生活環境を確保することを目的としています。

## 落書きに関する条文の内容

### ●落書きの定義（第2条）

落書きとは、所有者等の承諾を得ずに「書かれた文字、図形又は絵画をいう。」と定義しています。

### ●所有者等の責務（第6条）

「所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物その他の工作物の美化に努めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する市の施策及びその周辺環境の美化に協力するよう努めるものとする。」とし、条例の目的を達成するために所有者等が果たすべき責務について規定しています。

### ●落書きの禁止（第11条）

「市民等は、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物その他の工作物に、落書き行為をしてはならない。」と規定しています。

### ●罰則（第16条）

落書きの禁止（第11条）に違反した者で、指導、勧告及び命令に従わない者は、5万円以下の罰金に処することを定めています。

「座間市環境美化条例」に関するお問い合わせはこちらへ

座間市環境経済部環境政策課 電話 046-252-7675 FAX 046-257-7743